

1. 確認制度について

参 考

1. 概要

(1) 子ども・子育て支援法に基づく確認制度と利用定員について

- 子ども・子育て支援新制度においては、学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が、対象施設・事業として確認し、給付による財政支援の対象とする。
- 具体的には、給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払う。

【参考】認定区分

- 19条1項1号に該当する場合：教育標準時間認定
- 19条1項2号に該当する場合：満3歳以上・保育認定
- 19条1項3号に該当する場合：満3歳未満・保育認定
- (19条1項2号・3号に該当する場合：保育認定)

(2) 確認制度における運営基準について

- 教育・保育施設、地域型保育事業は、
 - ①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
 - ②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準（運営基準）を満たすことが求められる。
- このうち、運営基準については、国が定める基準（内閣府令）を踏まえ、市町村が条例として策定する必要がある。
- 国が定める基準については、
 - ア 「利用定員」、「施設・事業の運営に関する事項であって、小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するもの」については、「従うべき基準」とする。
 - イ 「それ以外の事項については、「参酌すべき基準」とする。」